

議案第 12 号

多可町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

多可町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 27 年 3 月 3 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町職員特殊勤務手当支給条例（平成17年多可町条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) へき地手当

第5条の次に次の1条を加える。

(へき地手当)

第5条の2 へき地手当は、厚生労働省がへき地診療所として指定した診療所に勤務する医師である職員に対し支給し、その額は、月額40,000円とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

多可町職員特殊勤務手当支給条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>	<p>(手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) へき地手当</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(へき地手当)</u></p> <p>第5条の2 <u>へき地手当は、厚生労働省がへき地診療所として指定した診療所に勤務する医師である職員に対し支給し、その額は、月額40,000円とする。</u></p>